

これまでの法科大学院等特別委員会における委員の主な御意見

【法学部と法科大学院との連携の必要性】

- 学部3年次から早期卒業・飛び入学で法科大学院に進学することにより、法科大学院教育に触れる機会を早期に得ることができるようになる点が、この制度の利点ではないか。
- 法曹の多様性をしっかりと確保するため、地方の法学部や法科大学院をどのようにして確保するかも重要な論点となるのではないか。
- 法学部と法科大学院の一体的改革という視点は必要であり、議論すべきだが、今の司法試験に合格する人をどうやって効率的に育てるかという視点だけが先行することには危機感を持つ。法科大学院制度の創設の理念を踏まえて議論すべき。
- 法学部と法科大学院の連携により、素質のある学生を法学部段階から法科大学院に引き寄せる必要がある。その一方で、こうした改善策が、法科大学院入学者の多様性の確保と対立するものとなってはならない。
- 法曹を志望している法学部生も法科大学院に対するイメージを十分に抱けていないので、法科大学院経由で法曹になるイメージを学部1年次の段階から提示する必要がある。
- 法学部との連携を深めつつ、自大学の学生の法科大学院への進学を促進していく場合には、入学者選抜の公平性、開放性といった理念をどう考えるかという点についても検討が必要。
- 志願者が減少する要因の一つとして、将来の就職への不安があると考えられるため、法科大学院の修了によって法律関係の資格の試験科目を一部免除するなど、出口の問題を検討しないといけないのではないか。
- 狭い意味での弁護士以外の進路に人が進出しており、ようやくその成果が現れてきたことを踏まえ、そういった部分の更なる拡大を視野に入れて改革する必要がある。

【法学部と法科大学院との連携方策】

- 法学部と法科大学院、さらには高大接続まで視野に入れて連携を検討する際、多様なキャリアパスを視野に入れた検討を行うことが有益ではないか。
- 連携方策を考える上で、法科大学院からの視点と法学部からの視点とでは、課題が異なるのではないか。法曹になるための学部教育と一般の学部教育には違いがあるのではないか。法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。学部教育への影響につい

- て十分配慮する必要があるのではないか。
- プロセスとしての教育や多様性の確保を法学部・法科大学院全体で捉え、法曹養成コースを法学部の、例えば、2年次や3年次から設ける必要があるのではないか。その上で、完全未修者や、法学部で法曹志望に変更した学生は、法曹養成コースから学修する必要があるのではないか。
 - 法学部との連携を検討するに当たっては、法科大学院の教育を単に前倒しするのではなく、学部においてどのような教育を行うべきか検討するべき。
 - 高度の研究に裏打ちされた教育をする上で、法学部と法科大学院を一体的に運営し、両方の授業を担当する教員を増やすことは有力な方策。
 - 法科大学院は連携法を存立基盤としているが、学部は連携法にはかかわっていないので、法学部と法科大学院の連携にあたっては、抜本的な改善策と併せて、制度の根本的な部分から見直しを検討する必要があるのではないか。議論の方向性は、①学部の中で法曹養成コースが確立されることを前提に、連携法の見直しを検討する、②連携法を見直すことなく、学部において法科大学院の先取り学修を行うことで、学部生を法科大学院に取り込む、③未修者教育は学部任せ、法科大学院は既修者教育に徹する、などが考えられる。
 - 伝統的にジェネラリストを養成してきた法学部の授業では、法曹志望者に対する十分な指導が難しい一方、法曹志望者に特化した授業を行おうとすると、大半の学生には難解な授業となってしまう。法学部教育との連携については、こうした点を踏まえた検討が必要となる。
 - 連携強化を強調しすぎると各大学の個性が失われる可能性もある。各大学、法科大学院の実情に配慮が必要ではないか。

【法学未修者教育の改善】

- 法学未修者については、法学部（の法曹養成コース）2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。（再掲）
- これまでの未修者を中心とした教育システムを、既修者を主とした制度に転換せざるを得ないのではないか。その上で、法科大学院の教育を組立て直すべきではないか。未修者については、3年では法曹として輩出することは難しいのではないか。
- 純粋未修者の中には伸び代が非常に大きい者がおり、そのような者に法曹界に参入いただく効果が非常に大きい。これを踏まえ、未修者の定義は法律学を学んでいない、いわゆる純粋未修者か、卒業後5年程度経過した社会人と

- することが適当ではないか。
- 教育実績の高い法科大学院に法学未修者の受入れを拠点化することが必要ではないか。そのため、法科大学院について法学部以外の出身者や社会人を3割以上受入れる努力義務を課している告示は見直しが必要ではないか。
 - これまでの未修者教育については、法科大学院は3年が標準課程であり、既修者は1年短縮できるというシステムを前提として改善方策が議論されてきたが、実情としては、未修者が初年度の1年間で既修者に追いつくことは相当に困難である。この意味では、法科大学院制度の基本理念を維持するかどうかも含めて、抜本的に考え直さないといけない。
 - 法学未修者については、3年間の課程で司法試験に合格するのは極めて困難であるため、法学部への学士編入を促進するなど、純粋未修者が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討する必要がある。
 - 法学未修者コースには純粋未修者と、法学部出身ではあるが法学既修者コースに入学する水準にない者が混在している。これを所与の前提として考えるか、社会人や純粋未修者を中心としたコースとして設定するかについても検討が必要ではないか。

【法学部教育の在り方】

- 多数ある進路のうちの1つである法曹に向けた教育をどの程度行うべきか検討が必要。
- 一般の学部教育と、法曹になるための教育はどのような点が共通であり、どのような点が異なっているか、しっかりとした検討が必要。
- 法学部と法科大学院との連携を実効的なものとするためには、法学部の役割について改めて検討を行う必要がある。
- 法学既修者として入学する前提となる能力について、法学部と法科大学院との間でコンセンサスが取れているか。法学部卒業生が活躍する分野をイメージして、法学部の教育内容が考え直されないといけないのではないか。

【研究者養成】

- 学部と法科大学院、研究者養成の大学院の授業を全て合併で行うことが、学部生にとっても、法科大学院生や研究者志望の院生と接点を持つことが可能となり、有効なのではないか。
- 多くの法科大学院が独立研究科として創設されたことは、意思決定の迅速化や実務家による教育などの成果に結びついた一方、組織を分離したことにはロスも大きく、特に法律学という研究学問の発展にとっては大きな足かせとなっているので、法学部・法学研究科との一体化を真剣に考え、研究者養成

の在り方を見直していく必要がある。

【司法試験】

- 法科大学院を修了してから司法試験を受験し、司法修習を受けることとすると相当な時間的ロスが発生するため、法科大学院在学中の司法試験受験について検討すべきではないか。その際、司法試験の在り方についても検討が必要ではないか。
- 予備試験合格者や予備試験経由の司法試験合格者のような優秀な学生こそ法科大学院において多様な教育を受けることが望ましいと考えられるが、次々に法科大学院を中退してしまうため、逆に法科大学院教育の空洞化を招くなど、法科大学院教育に大きな影響を及ぼしている。
- 合格率の向上を目指して様々な改革を行うとしても、法科大学院の学修と司法試験の連携がしっかり図られているかを検討しなければ、議論が進まないのではないか。
- 法科大学院在学中に司法試験に相当するものの一部を行うということが、学生の時間的負担を緩和する意味で役立つのではないか。
- 予備試験は法科大学院修了者と同等の能力があるかどうかを確認する試験だが、法科大学院において幅広い学習が行われている一方、予備試験は法律基本科目7科目、実務基礎科目と一般教養科目だけであり、同等性を問う試験になっているかという点は議論される必要がある。
- この制度が想定する法曹像と、実際に司法試験が合格させている人材との間でずれが大きいのではないか。
- 司法試験受験時点で要求される学力水準が相当高いものになっている。これを前提とすると、期間短縮の一方で、学力不足が懸念される学生には、時間をかけて教育ができるような制度の在り方を考える必要がある。また、期間短縮を検討する場合には、司法試験についても何らかの工夫が必要になる。

【その他】

- 近々、企業法務の世界などでは、人材の奪い合いが始まると予想されるため、改革後は拡大していく方向性を目指すべき。